



早めの避難をしてください

新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、市などが発信する情報を参考に、危険な場所にいる人は、迷わず避難をしてください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難のポイント

安全な場所にいる人は避難の必要はありません

安全な場所

災害（土砂災害や浸水）の危険性がない場所など



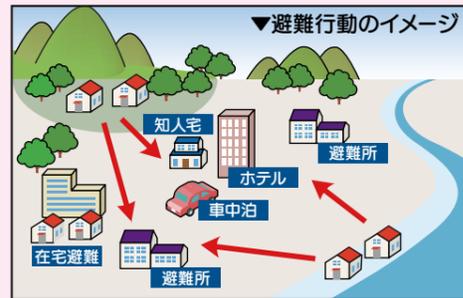
危険な場所

土砂災害警戒区域や浸水想定区域のほか、周り比べて低い土地や崖のそば、または過去に土砂崩れや浸水が起きたことがある場所など



安全な親戚や友人宅などへの避難を心掛けましょう

避難所以外の安全な場所に避難することが、感染予防に最も効果的です。



▶避難所では、検温、問診、健康チェック、避難者カード（受付票）の記入を行います。避難所の混雑、感染拡大防止のため、あらかじめ避難者カードは市ホームページより印刷し、記入、持参するようご協力をお願いします。

▶避難所内では、十分な換気に努めるとともに、避難者同士のスペースを確保します。



▲避難者カード

体調不良の方は

避難所を開設する際は、「体調不良者専用」の避難所として、かすみがうらウエルネスプラザを開設します。

市の避難所に避難する場合、体調に不安のある方は、かすみがうらウエルネスプラザに避難をお願いします。特に、風邪症状や咳、発熱、倦怠感がある方などで、避難所に避難を要する場合は、こちらに避難をお願いします。

※指定避難所を開設する際には、防災行政無線やメールマガジン、市ホームページでお伝えします。



▲避難所情報



場 所：穴倉 5462（旧穴倉小学校）
電話番号：029-897-1155

地域防災計画を改定しました

市では、市民の生命と財産を災害から守るために、災害対策基本法に基づき「地域防災計画」を定めています。このたび、避難対策の推進や大規模災害への備えとして地域防災計画を改定しましたので、概要をお知らせします。

◎指定避難所および指定緊急避難場所の追加・拡充を図りました

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害への備えとして、右表のとおり指定避難所を新たに追加し、既存の避難所については、避難スペースの拡充を図りました。

| 施設名称 | 所在地 | 収容能力 | |
|----------------|------------|--------|--------|
| | | 面積 (㎡) | 人員 (人) |
| 新治児童館 | 西野寺 51-1 | 187 | 93 |
| 下稻吉小学校 | 下稻吉 1623-5 | 1,030 | 515 |
| 霞ヶ浦北小学校 | 下軽部 1232 | 1,278 | 639 |
| かすみがうらウエルネスプラザ | 穴倉 5462 | 1,030 | 515 |
| 働く女性の家 | 稲吉 3-15-67 | 492 | 246 |

◎昨今の豪雨の教訓を踏まえ、市職員の配備基準や、動員体制を見直しました

防災行動計画（タイムライン）に沿って、市の動員体制を明確化すると同時に、【恋瀬川】と【霞ヶ浦】の水位に合わせ、体制を細分化しました。

地域防災計画の全編は、市ホームページ（防災会議のページ）において公表しています。



3密を避けて

災害発生前に 早めの避難を！

線状降水帯や大型の台風などにより、今まで想定されていなかった災害が全国で多発しています。自分のところは大丈夫とは思わず、「危険が迫る前に避難をする」など、災害への意識を高めておきましょう。

地震などの突発的な災害に比べ、台風などによる災害は、予報や警報などにより、事前の避難準備や避難時間があります。普段から災害に対する意識を高め、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害発生前に、迷わず早めの避難をしてください。

問 総務課（千代田庁舎）

土砂災害警戒区域を知る

自宅が土砂災害や浸水などの「災害の危険性がある区域」かどうか、すぐに確認しましょう。
※土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、総合防災マップや市ホームページで確認できます。
※総合防災マップやハザードマップでは、浸水や土砂災害が発生する恐れが高い区域を記載しています。それ以外の区域でも、災害が起こる危険性があります。



▲市ホームページ

土砂災害に存在するイエローゾーン・レッドゾーンとは

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法（※1）に基づき、茨城県が指定しています。

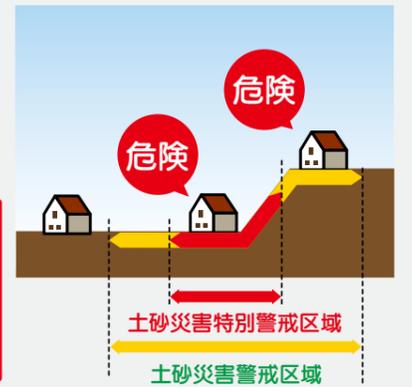
※1 土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域 （通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民などの生命、または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域 （通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命、または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。



土砂災害の仕組みを理解する

突発的に発生し、すさまじい破壊力で一瞬にして多くの生命や財産を奪ってしまう土砂災害は、大きく3種類に分けることができます。

1. げけ崩れ・山崩れ

地面に染み込んだ水分が、土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる



2. 地すべり

脆弱な地質の土地に豪雨が降り、ゆるくなった斜面の一部が、地下水の影響と重力で下方へ移動する



3. 土石流

谷や斜面にたまった土や石、砂などが、大雨による水と一緒に一気に流れ出す



土砂災害の情報を知る

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、気象庁と茨城県が共同で発表する情報です。情報は市町村単位で発表され、市の防災活動や避難勧告などの判断を支援し、住民の皆さんの自主避難の判断にも利用できます。自宅近くが土砂災害警戒区域に指定されている場合は、非常に危険な状態になりますので、早めに避難をしてください。



▲気象庁